

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県水戸市小吹町2053番地の62

氏 名 有限会社スズキクリーンサービス
代表取締役 鈴木利和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅 雄



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

平成30年 7 月 25 日
平成35年 7 月 24 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）

以上4種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成30年 7 月 25 日

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面へ続く)

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上5項目

②廃油（ベンゼン又は1，4－ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上2項目

③廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくは1，4－ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6項目

④廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくは1，4－ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6項目

以上4種類

以下余白